七三四の一、七三五の一、字鷲倉山七〇八の一、大字十島字鷲倉一一一二・一一一〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二〇九、一二一一、一二一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

○経済産業省告示第百五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本文化用品安全試験所

2　登録更新年月日　平成二十七年二月二十七日

3　登録認証機関の所在地　東京都墨田区東駒形四丁目22番4号

4　登録の区分　R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人日本文化用品安全試験所　東京事業所

東京都墨田区東駒形四丁目22番4号

二　一般財団法人日本文化用品安全試験所　大阪事業所

大阪府東大阪市水走三丁目6番14号

○環境省告示第四十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年四月二十六日

環境大臣　山本　公一

表に次のように加える。

N－［3－（1－エチル－1－メチルプロピル）－1，2－オキサゾール－5－イル］－2，6－ジメトキシベンズアミド（別名イソキサベン）	130μg／l
ビス［（RS）－1－｛2－［3－（4－クロロフェニル）プロピル］－2，4，4－トリメチル－1，3－オキサゾリジン－3－イル｝カルボニル］イミダゾリウム］＝フマラート（別名オキスポコナゾールフマル酸塩）	250μg／l
N－（3，4－ジフルオロピフェニル－2－イル）－3－（トリフルオロメチル）ピラジン－2－カルボキサミド（別名ピラジフルミド）	160μg／l
（RS）－2－メチル－1－ピリミジン－5－イル－1－（4－トリフルオロメトキシフェニル）プロパン－1－オール（別名フルルプリミドール）	1,100μg／l
アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）（別名ホセチルアルミニウム又はホセチル）	2,800μg／l

○環境省告示第四十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年四月二十六日

環境大臣　山本　公一

表に次のように加える。

アンモニウム＝N－（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートアンモニウム塩）、イソプロピルアンモニウム＝N－（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートイソプロピルアミン塩）、カリウム＝N－（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートカリウム塩）及びナトリウム＝N－（ホスホノメチル）グリシナート（別名グリホサートナトリウム塩）	N－（ホスホノメチル）グリシン（別名グリホサート）として2.66mg／l
2，3－ジブロモ－4'－クロロ－1－（3－クロロ－2－ピリジル）－6'－｛［（1RS）－1－シクロプロピルエチル］カルバモイル｝ピラゾール－5－カルボキサニリド（別名シクラニリプロール）	0.031mg／l
（RS）－（E）－5－（4－クロロベンジリデン）－2，2－ジメチル－1－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル）シクロペンタノール（別名トリチコナゾール）	0.1mg／l

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号	新潟市東区紫竹二丁目九番七から同市東区紫竹三丁目八一一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月二十六日